本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第八四号）（財務省）

1　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二五年法律第一九号。以下「廃止法」という。）附則第二条第二項の規定により国が承継する金額について定めることとした。（第一〇条関係）

2　廃止法附則第二条第四項に規定する政令で定める者は、公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会とした。（第一一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第八五号）（財務省）

1　特別支給の退職共済年金の障害特例の請求において、障害状態にあったと判断される障害を支給事由とする年金である給付を定めることとした。（第一条関係）

2　平成二六年四月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成二四年法律第九九号）において引き下げることとした率及び平成二五年度に算出された名目手取り賃金変動率を基準として、年金の額を〇・七パーセント引き下げるための改正を行うこととした。（第二条関係）

3　平成二六年四月分以後の国家公務員共済組合法の年金である給付の算定の基礎となる再評価率等について平成二五年度に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として、改定及び設定を行うこととした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第八六号）（総務省）

一　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六二号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

物価スライド特例措置を適用する場合における平成二六年度における地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）による年金である給付の額等について改定することとした。（第二条関係）

三　地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の一部改正関係

1　平成二六年度における地方公務員等共済組合法第四四条第二項に規定する再評価率を改定することとした。（第三条関係）

2　平成二六年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第一〇八号）附則第九八条第一項に規定する給料年額改定率を改定することとした。（第三条関係）

3　平成二六年度における地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第二二号）附則第一一条第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する従前額改定率を改定することとした。（第三条関係）

四　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正関係

物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二六年度における地方議会議員の年金の額等を改定することとした。（第四条関係）

五　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八七号）（法務省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二五年法律第四四号）の一部の施行に伴い、職員引継等合併一般地方独立行政法人が設置する公立大学の法科大学院に派遣された検察官等に関する地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）の特例を定めることとした。（第六条～第七条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第八八号）（国土交通省）

1　消費税率の引上げに伴い、指定区間内の国道に係る占用料の額を引き上げることとした。（第一九条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇平成十二年から平成二十四年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第八九号）（内閣府本府）

1　平成一二年から平成二四年までの間の火山現象による激甚災害で東京都三宅村の区域に係るものについての災害の期間を、平成一二年から平成二五年までの間に改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（内閣府本府）

1　東日本大震災による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第九一号）（経済産業省）

1　中小企業信用保険法の特例のうち特定被災区域内に事業所を有する中小企業者等に係るものの適用期間を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第九二号）（財務省）

1　国債整理基金特別会計関係

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二五年法律第七六号。以下「改正法」という。）により、各特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる融通証券発行等の諸費から事務取扱費相当額を除くこととし、当該金額を各特別会計から一般会計に繰り入れることとなることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律施行令第五二条及び附則第八八条関係）

2　年金特別会計関係

改正法により、年金特別会計の福祉年金勘定を国民年金勘定に統合することとなること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律施行令第五七条の二、第五八条、第六〇条、附則第九条及び附則第一〇条関係）

3　食料安定供給特別会計関係

改正法により、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合するとともに、食料安定供給特別会計を農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分することとなることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律施行令目次、第一条、第一六条～第一九条、第二六条、第二七条、第六二条～第六五条、第八三条、附則第一八条及び附則第二〇条関係）

4　社会資本整備事業特別会計関係

改正法により、社会資本整備事業特別会計を廃止することとなることに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（特別会計に関する法律施行令目次、第八条、第一三条、第三三条、第八六条～第九〇条、附則第二二条及び附則第二三条関係）

5　交付税及び譲与税配付金特別会計関係

改正法により、交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、交付税及び譲与税配付金特別会計における勘定区分を廃止するとともに、交通安全対策特別交付金に関する経理を同会計において行うこととなることに伴い、所要の規定を整備することとした。（特別会計に関する法律施行令附則第二条～第六条関係）